

# 令和8年度まちなかウォーカブル推進計画策定に伴う基礎調査業務委託仕様書

## 1 目的

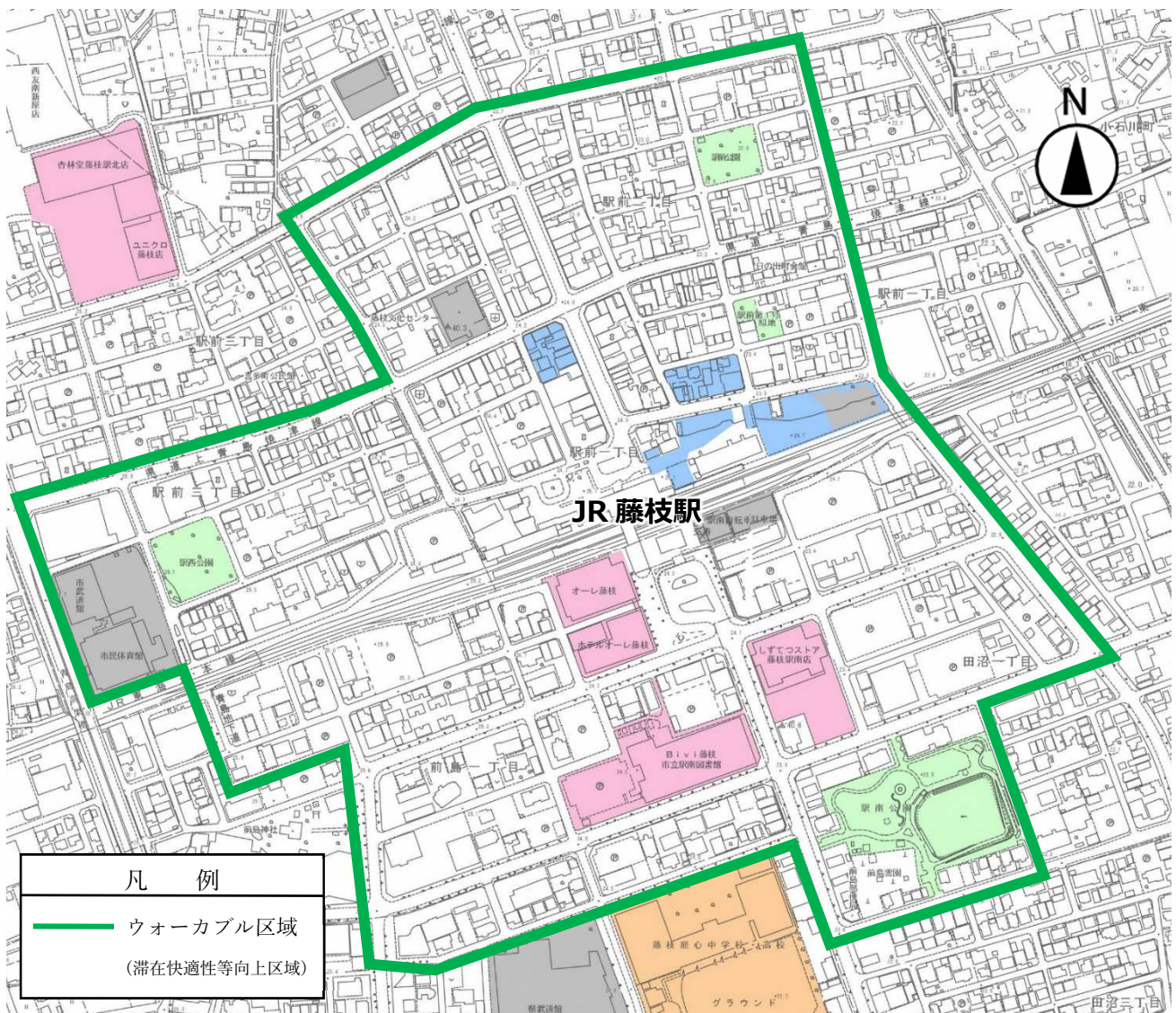
本市は、令和元年度に国のウォーカブル推進都市に参画し、居心地が良く歩きたくなる都市空間づくりを推進しているが、駅周辺では昼間の歩行者通行量の少なさやまちなかの魅力の低下、賑わい不足が依然として大きな課題となっている。

こうしたことから、次の10年、20年を見据え、人も企業も集まる持続可能なまちを目指していくため、駅周辺の強みを活かしたウォーカブルなまちづくりを推進し、道路や公園、広場等のパブリック空間を人中心の魅力的な空間へ転換することにより、内外の多様な人々を惹きつけ、交流・滞在を促し、民間の消費・投資を呼び込み、新たな価値創造や地域課題の解決、人中心の豊かな生活の実現を目指していく。

このウォーカブルなまちづくりを強力かつ戦略的に推進していくため、「(仮称)まちなかウォーカブル推進計画(以下「推進計画」という。)」を策定し、官民連携により取組を展開していく。本業務では、推進計画の策定(令和9年度予定)及びその後の事業展開を見据え、検討の基礎的な資料となる現況把握、課題の整理及び「推進計画(素案)」の作成等を実施することを目的とする。

## 2 対象地区

藤枝市中心市街地(滞在快適性等向上区域(以下「ウォーカブル区域」という。))周辺 約48ha  
ただし、本業務の目的達成のために必要な範囲については対象地区に含めるものとする。



### 3 業務内容

#### (1) 計画準備

業務実施方針、業務体制等を記載した業務計画書を作成する。

#### (2) 現況把握

##### ① 上位関連計画等の整理

本市の中心市街地やウォークابل、バリアフリー等に関わる以下を含む上位関連計画の記載及び最近のまちづくりに係る国の動向（新しい時代の都市再生の方向性等）について整理する。

##### 【上位関連計画】

- ・ 第6次藤枝市総合計画（藤枝市新総合戦略）
- ・ 藤枝市都市計画マスタープラン
- ・ 藤枝市立地適正化計画
- ・ 藤枝市地域公共交通計画
- ・ 藤枝市景観計画（景観形成重点地区）
- ・ 藤枝市緑の基本計画
- ・ 藤枝市無電柱化推進計画
- ・ 藤枝市自転車活用推進計画
- ・ 藤枝市自転車通行空間ネットワーク整備計画
- ・ 藤枝市交通バリアフリー基本構想
- ・ 藤枝市こども計画
- ・ 第6次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・ 第4期元気ふじえだ健やかプラン
- ・ 第6次藤の里障害者プラン
- ・ 第2期藤枝市商業振興戦略
- ・ 藤枝市中心市街地活性化基本計画
- ・ 藤枝駅前地区市街地総合再生基本計画

##### ② 土地利用・施設立地状況の整理

既往資料や都市計画基礎調査等を用いてウォークابل区域周辺の土地利用現況・建物利用現況、商店街の分布等について整理する。また、市街地再開発事業など大型の都市開発に関する前提条件を整理する。

##### ③ 交通結節機能の整理

滞留空間の配置状況、歩行者・自転車・自動車・バスなどの交通手段の接続状況、中心市街地エリアへのアクセス性等について整理する。また、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車等の現状の動線・乗り換え環境について把握するとともに、バリアフリー対応状況について整理する。

#### (3) 人流データ分析

##### ① ウォークابل区域周辺における人流の把握

ウォークابل区域周辺における人口の分布、歩行者の通行量、昼間の滞在状況等について人流データを活用し整理する。

##### ② 主要地点における来訪者属性分析

ウォーカブル区域周辺の主要地点における来訪者について、平日・休祝日別で来訪者数や居住地等の属性を分析し、①の結果も含め、まちなかのパブリック空間の利用状況（使われ方）について整理する。

＜主要地点＞

- ・ JR 藤枝駅
- ・ まちなか公園（駅前第1号緑地、駅前公園、駅西公園、駅南公園等）
- ・ 公共公益施設（文化センター、市民体育館、武道館（県・市）、駅南図書館等）
- ・ 複合商業施設（オーレ藤枝・ホテルオーレ、B i V i 藤枝、しずてつストア、フジエダミキネ等）

#### （４）モール化に向けた交通量解析

駅や駅前広場と一体的な道路空間再編の検討資料とするため、北口駅前広場に接する東西道路（市道藤枝駅喜多町線）の一部、北口駅前広場から藤枝駅北交差点までの南北道路（県道藤枝停車場線）の1街区、南口駅前広場からの南北道路（市道藤枝駅吉永線）の1街区におけるモール化（車両の排除）の実現性について、代替ルート of 混雑の状況を想定したうえで評価を実施する。

#### （５）中心市街地利用者のニーズ把握

現在の駅前広場や道路空間等のパブリック空間のあり方や利活用に関する課題、対象区域に求める事項等の、ウォーカブルについての中心市街地利用者のニーズを把握することを目的に、調査を実施し、結果を取りまとめる。

また、発注者が別途、こども・若者等を対象として実施する意見聴取に協力し、ニーズ調査と併せて結果の取りまとめを行うものとする。

#### （６）地元関係者の意向把握

「推進計画（素案）」に地元関係者の意見を取り入れるために、地元関係者のウォーカブル推進に向けた意向を把握する。

#### （７）「推進計画（素案）」の作成

令和9年度に予定する推進計画の策定に向けて、以下の内容を含む「推進計画（素案）」を作成する。

##### ① 推進計画の概要

ウォーカブルを推進する背景や、推進計画の目的・位置づけ・対象範囲を示す。

##### ② ウォーカブル区域の現状・魅力・課題等

対象範囲の現状を取りまとめ、魅力（普遍的または固有の）や課題等を整理する。

##### ③ ウォーカブル実現の方向性

上記②に基づき、ウォーカブル実現に向けたコンセプトを検討する。

##### ④ 具体的なウォーカブルプロジェクト

上記③の実現に向け、駅前広場や道路空間、まちなか公園等の既存ストックを官民連携により最大限活用し、エリアの魅力や価値をより一層高めるための、具体的なプロジェクト（社会実験を含む）を検討する。また、各プロジェクトにおける官民等の連携体制や役割分担、想定される関係者、スケジュール及び推進方法（活用制度）等を整理する。

また各プロジェクトを市民に分かりやすく示すために、プロジェクトのエリアやシーンに応じたイメージを作成する。

#### ⑤ ロードマップ

上記④について、対象範囲全体の観点で、実行するスケジュールを検討する。

#### (8) 打合せ協議

初回打合せ、中間打合せ（3回程度）、納品時打合せを実施する。

#### (9) 報告書作成

本業務の検討内容を報告書としてとりまとめる。

#### (10) 交通量調査

##### ① 調査計画作成

交差点交通量調査及び駅端末交通量調査の実施に向けた調査計画を作成する。

##### ② 諸官庁への手続き

交差点交通量調査及び駅端末交通量調査の実施に向けた諸官庁への手続きを実施する。

##### ③ 交差点交通量調査

（4）モジュール化に向けた交通解析及び今後の事業の効果検証等での活用を想定し、交通量調査（平日・休日 12時間）を実施する（10箇所程度を想定）。なお、モジュール化（車両の排除）の検討において、代替ルートの混雑の状況を想定したうえで評価を実施するため、車両のみ調査（平日 12時間）を実施する（6箇所程度を想定）。

##### ④ 駅端末交通量調査

（2）③交通結節機能の整理のため、乗降客数調査を実施する。乗降客数調査は JR 東海道本線藤枝駅の始発及び終電の時間より 5:00～1:00（20時間）で実施することとし、平日・休日について調査する。また、調査箇所としては、駅改札前、公共交通乗り場、タクシー乗り場、一般車乗降場を対象とする。

#### 4 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受注者に関係資料を貸与するものとする。

受注者は貸与された資料を、発注者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務完了後、速やかに返却するものとする。

##### 【関係資料】

- ・藤枝市中心市街地に係る市民意識調査業務委託報告書
- ・中心市街地活性化基本計画フォローアップ業務における交通量調査業務報告書 等

#### 5 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし、A4ファイル綴り等の紙媒体、及び電子データにて各1部提出する。電子データはWord等編集が容易な形式を基本とし、納品形式については、事前に協議すること。

- （1）報告書
- （2）その他関連資料

## 6 納入場所

藤枝市都市建設部中心市街地活性化推進課

〒426-0034 静岡県藤枝市駅前二丁目1-5 藤枝市文化センター内

## 7 履行期限

令和9年3月26日（金）限り

## 8 契約限度額

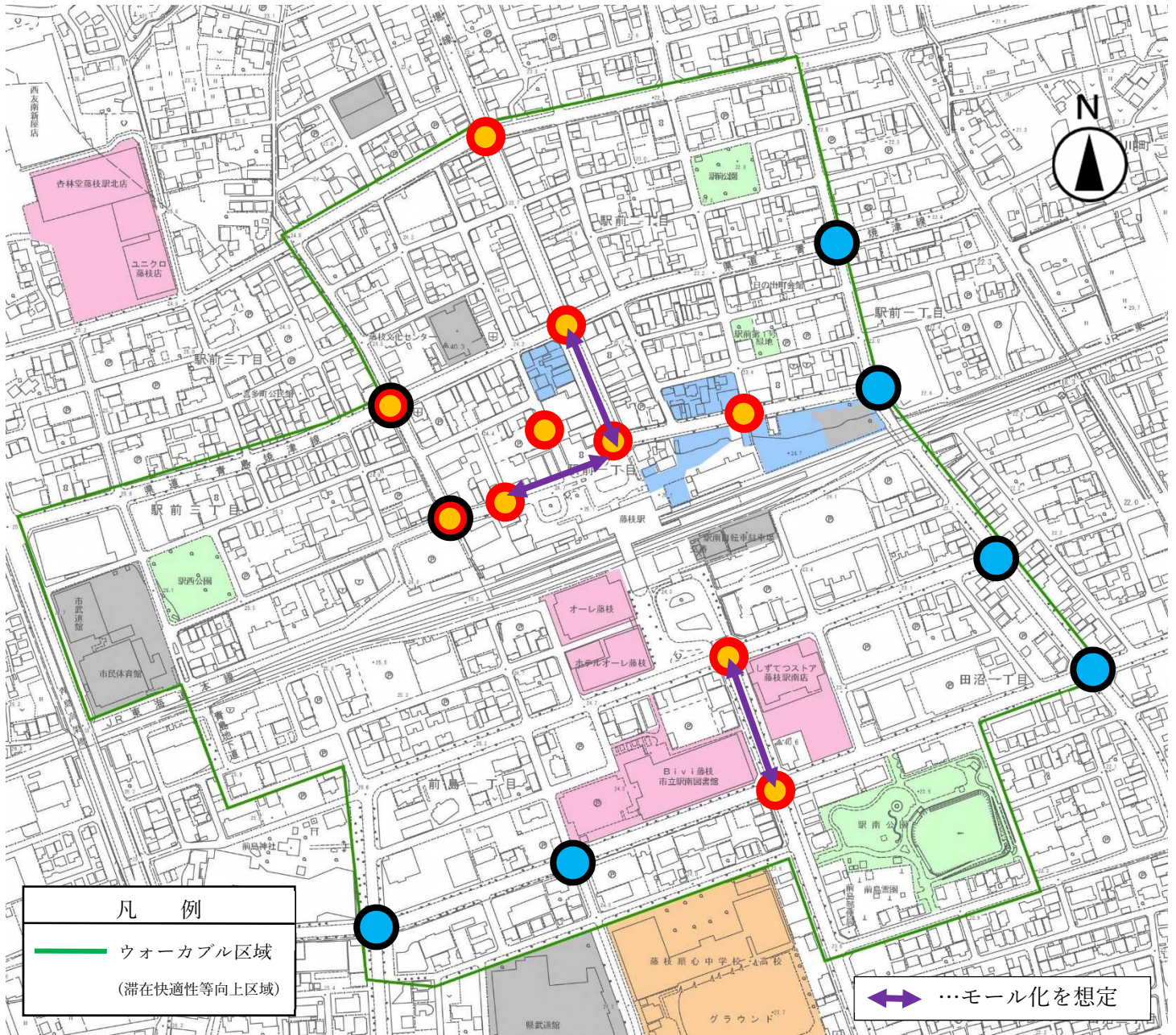
22,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 9 その他

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属する。
- (2) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者の負担のもとにおいて使用許可等を得ること。また、受注者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、成果物納入の前後如何に関わらず、受注者が負うものとする。
- (3) 受注者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、第三者に委託することで業務の効率化が図れると市が認めた場合には、業務内容の一部分についてのみ委託することができる。
- (5) 受注者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 受注者は本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五条）第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成28年3月11日藤枝市長決定）第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

【参考図】

＜調査箇所の想定＞



- ＜平日・休日 12時間＞
- …自動車調査 (10地点)
- …歩行者・自転車調査 (10地点)
- ＜平日 12時間＞
- …自動車調査 (6地点)
- …交通量解析実施箇所 (8地点)

